

保険募集の範囲について

平成25年3月1日
保険商品・サービスの提供等の在り方に関するWG
オブザーバー
梅崎輝喜

1. WGにおける問題提起 (第8回WG 事務局説明資料抜粋)

(保険募集の範囲について) 【P5】

➤「募集行為」として位置づけられるメルクマールとしては、次の①及び②が考えられるが、このほかに考慮すべき事情はないか。

① 保険会社又は保険募集人等からの(通常支払われる広告費相当額を超えた)報酬等を受け取るなど、保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情(注1)があり、かつ
(保険募集人が行う募集行為との一体性・連続性の観点:報酬の受領などにより過度・不適切な勧誘・推奨がなされる可能性が高まる。)

② 具体的な保険商品の推奨・説明を行うもの

(一定の資質を要する者が行う必要がある行為に限定する観点:保険募集人による保険商品等の説明の理解を困難にするおそれがある。)

(注1)このほかにも、保険会社や保険募集人と資本関係等を有する場合などが考えられる。

(紹介行為の規制について) 【P6】

○上記に加えて、広義の保険募集プロセス全般のうち、募集行為に該当しないいわゆる比較サイトや紹介行為等について、新たに広く規制を及ぼすことについてどう考えるか。

(中略)

➤保険募集人に対しても体制整備義務及びこれに基づく委託先管理責任を導入することにより、不適切な紹介行為等を排除する考え方。(注3)

(注3)保険募集人に対し、後述の体制整備義務やそれに基づく委託先管理責任を導入することにより、例えば、委託先が募集行為に該当することを行っていないか等を確認することや、顧客を害するような不適切な紹介行為を行っている業者等からの紹介をうけないよう、募集人に求めることが考えられる。



以上のような問題について、引き続き、ご議論を深めていただくことは、保険契約者等の保護の観点から有意義であると考えます。

2. 問題意識(保険契約者等の保護の観点から)

【新たなビジネスモデルの進展(いわゆる「比較サイト」等)】

無登録募集や募集規制潜脱を未然防止する観点から、次頁以降の事項について検討が必要なのではないか。

【過去の経緯(法人紹介代理店の収束)】

- ・保険会社の委託先である法人紹介代理店において、募集規制の潜脱が問題化
⇒平成8年保険業法改正に合わせ、以下の通達が発出された

●平成8年4月1日付大蔵省通達 一蔵銀通達500号一

生命保険会社は、法人等に対し、生命保険募集人としての登録を行わずに代理店委託等をし、種々の法令等の規制を免れることを目的とした行為を厳に慎むものとする。

- ・これにより、当時既設の法人紹介代理店は収束
- ・現行「保険会社向けの総合的な監督指針」においても以下のルールが定められている

●現行・保険会社向けの総合的な監督指針 II-3-3-1(1)③

法人等に対し、登録を行わずに代理店委託を行う等により、法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか。また、その措置は実行されているか。例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。

3. 検討事項(1) 「募集行為」のメルクマール

第8回WG事務局説明資料における「募集行為」のメルクマール

- ① 保険会社又は保険募集人等からの(通常支払われる広告費相当額を超えた)報酬等を受け取るなど、保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があり、かつ
- ② 具体的な保険商品の推奨・説明を行うもの

➤「募集行為」のメルクマールを画一的に当てはめることによって、募集規制の潜脱を容易にしてしまう懸念。

(ex: 保険会社・保険募集人等から高額・成果連動型の報酬等を受け取っているケースでも、「具体的な保険商品の推奨・説明を行うもの」に当たりさえしなければ(「●●保険会社はお勧め」、「●●保険会社は保険料が安い」といった商品イメージに関する推奨行為等)、募集規制を免れることが可能とされてしまう?)



- ・「募集行為」のメルクマールを設定するとともに、保険契約者等の保護の観点から、実際の運用にあたっては、募集規制の潜脱防止にもご留意いただく必要があるのではないかと。
- ・個別の状況等を踏まえた「総合的な判断」によって「募集行為」に該当し得る余地を認める必要があるのではないかと。
- ・「募集行為」のメルクマールの形式的・機械的な適用だけが行われることのないようにする必要があるのではないかと(今後、新たな募集・紹介等の形態が発生する可能性もある)。

3. 検討事項(2) 募集人の体制整備義務・委託先管理責任

第8回WG事務局説明資料における体制整備義務・委託先管理責任の例

「…例えば、委託先が募集行為に該当することを行っていないか等を確認することや、顧客を害するような不適切な紹介行為を行っている業者等からの紹介をうけないよう、募集人に求めることが考えられる。」

➤過去、保険会社の委託先である法人紹介代理店において募集規制の潜脱が問題化した経緯を踏まえると、募集人に対しても、例えば、以下のような体制整備義務・委託先管理責任を導入することが考えられるのではないかと。

具体例	概要
募集規制の潜脱防止	<ul style="list-style-type: none">・募集人が、委託先を通じた募集規制(※)の潜脱を行わないこと等を確保すること (※)特別利益提供の禁止、誤解させるおそれのある比較の禁止等・募集人が、法人等に対し紹介代理店委託を行う等によって、法令等を潜脱する行為を排除する措置を講じること(現行「保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-3-3-1(1)③(前掲)と同様の措置を募集人にも適用)・委託先が、紹介行為等と称して募集代理店に係る規制の潜脱を行わないこと等を確保すること
報酬	<ul style="list-style-type: none">・募集人が、募集人登録を行っていない委託先に対して、募集によって自身が得る報酬と同等以上の過大な報酬を支払う、あるいは成果に連動した報酬を支払うなど、不適切な報酬の支払いを行わないことを確保すること
適正表示	<ul style="list-style-type: none">・委託先が、不適切な顧客向け表示を行わないこと等を確保すること
兼営防止	<ul style="list-style-type: none">・委託先が、紹介と募集を兼業しないこと(立場の使い分け防止)等を確保すること

…等